

# 賃 金 規 程

一般社団法人 BRIDGE KUMAMOTO

## 第1章 総則

### (適用範囲)

#### 第1条

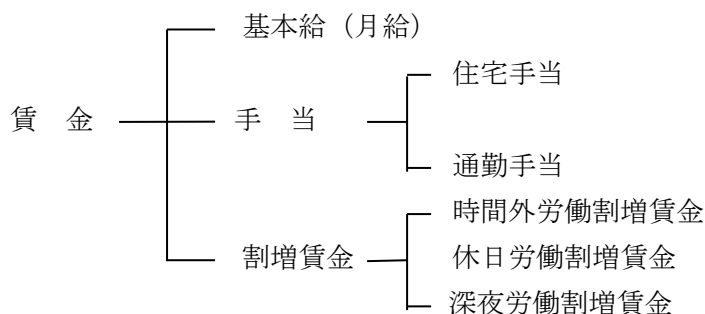
この規程は、一般社団法人 BRIDGE KUMAMOTO 就業規則第6章（賃金）に基づき、社員の賃金および賞与について定めたものである。

### (賃金の構成)

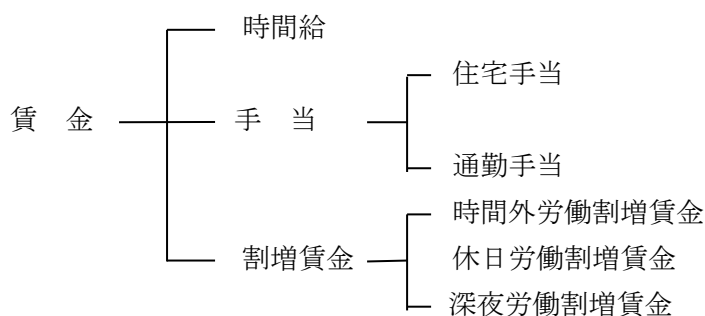
#### 第2条

賃金の構成は、社員の区分により、以下のとおりとする。

##### ①正規



##### ②有期



### (賃金計算期間および支払日)

#### 第3条

- 賃金は、当月末日を締め切りとした期間（以下、「賃金計算期間」という）について計算し、翌月25日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前営業日に支払うものとする。
- 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当するときは社員（第1号については、その遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
  - ①本人が死亡したとき
  - ②災害および負傷疾病など非常の場合の費用に充てるとき
  - ③その他、会社がやむを得ないと認めたとき

(賃金の支払方法)

第4条

1. 賃金は通貨で直接社員にその全額を支払う。
2. 前項の規定にかかわらず、社員の同意を書面にて得た場合は、社員が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては賃金を支払うときに控除する。
  - ①源泉所得税
  - ②住民税（市町村民税および都道府県民税）
  - ③雇用保険料
  - ④健康保険料（介護保険料を含む）
  - ⑤厚生年金保険料
  - ⑥会社の貸付金の当月返済分（本人の申し出による）
  - ⑦その他必要と認められるもので社員代表と書面にて協定したもの

(日割計算法)

第5条

1. 正規が第3条に定める月額給与計算期間の中途において、採用、退職または解雇されたとき、もしくは特に定める減額を行う際には、日割計算により支給する。
2. 日割計算とは、月額給与計算期間の労働日数を所定労働日数とした日割計算をいう。
3. 日割計算の対象は、基本給および手当とする。ただし、資格手当は含まない。

(給与の減額)

第6条

1. 正規が欠勤したときは、その欠勤日数について第3条に定める当該給与計算期間にて日割計算したものを基本給から減額して支給する。ただし、1給与計算期間のすべてにわたって欠勤したときにはいかなる給与も支給しない。
2. 社員が遅刻・早退・私用外出したときは、社員の区分により、以下のとおり減額して給与を支給する。

①正規

基本給の欠勤時間分賃金を減額して給与を支給する。

基本給	× 遅早等の時間数
月平均所定労働時間	
基本給	× 欠勤日数
月平均所定労働時間	

②有期

働いた時間の時間給を支給する。

(休職期間中の賃金)

第7条

1. 原則として、就業規則に規定する休職期間中は賃金を支給しない。
2. 休職期間中の当該社員の租税および社会保険料の被保険者負担分については、会社が立て替えて納付するものとし、社員はこれを会社が指定する方法で会社に支払わなければならない。

(育児・介護短時間勤務中の賃金)

第8条

育児・介護休業等に関する規則に基づき、育児短時間勤務および介護短時間勤務を行う社員について、当該期間は基本給を時間給換算する。それ以外の手当は、全労働日欠勤しない限り全額支給する。

(休暇等の賃金)

第9条

就業規則第5章における休暇、措置については以下の通り、有給・無給を定める。

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ①年次有給休暇                          | 有給 |
| ③産前産後の休暇                         | 無給 |
| ④母性健康管理のための休暇等                   | 無給 |
| ⑤育児時間および生理休暇                     | 無給 |
| ⑥育児休業、介護休業、子の看護休暇等               | 無給 |
| ②慶弔休暇                            |    |
| (1) 本人が結婚したとき                    | 無給 |
| (2) 妻が出産したとき                     | 無給 |
| (3) 配偶者、子又は父母が死亡したとき             | 無給 |
| (4) 兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母又は兄弟姉妹が死亡したとき | 無給 |
| ⑦病気休暇                            | 無給 |
| ⑧裁判員等のための休暇                      | 無給 |
| ⑨前項の休暇のほか、会社が必要と認めた場合に与えられる休暇    | 無給 |

(臨時休業中の賃金)

第10条

会社の都合により社員を臨時に休業させる場合には、民法第536条2項の適用を排

除し賃金を支給せず、休業1日につき平均賃金の100分の60に相当する休業手当を支給する。

## 第2章 基本給、手当

### (基本給)

#### 第11条

本給は月給(正規)、時間給(有期)、社員の学歴、能力、経験、技能および職務内容などを総合的に勘案して各人ごとに決定する。

### (給与改定)

#### 第12条

1. 給与改定(昇給、降給、改定なし)は基本給を対象に9月1日に社員各人の勤務成績を査定して決定し、翌月から支給する。ただし、会社の業績によっては、その時期を延期もしくは見送ることがある。
2. 会社は必要に応じ臨時の給与改定を行うことがある。

### (通勤手当)

#### 第13条

通勤手当は以下のとおり支給する。

- ①通勤手当を受ける資格のある者は、原則、本人の住居より勤務箇所までの直線距離が2kmを超える者であって、公共交通機関を利用して通勤している者に限る
- ②使用する交通機関は公共の交通機関とし、社員の住居より就業場所まで、会社が認める合理的かつ経済的な経路とする
- ③通勤手当は、月額10,000円までの範囲内において、通勤に要する実費を基本に1ヶ月定期代に相当する額を支給する。
- ④出勤が1日もない場合、通勤手当は支給せず、日割計算の際には、1ヶ月の定期代を所定労働日数の日割で計算する

### (住宅手当)

#### 第14条

住宅手当は、社員の住宅に要する費用を以下のように支給する。

- ①家賃月額(ローン月額) 50,000円～100,000円未満  
月額 20,000円
- ②家賃月額(ローン月額) 100,000円以上 月額 30,000円

### (諸手当に関する届出、変更時期)

#### 第15条

諸手当に関する届出は、所定の期日までに届け出るものとする。期日までに届出のないものについては、原則として該当月まで遡及して支給することはしない。ただし、会社が認めた場合は、最大2年間遡及することがある。会社は、遡及の可否を判断するにあたり、顛末書その他の書類を求めることがある。

(降給、降級)

#### 第16条

会社は、社員の能力・業績・勤務態度等を勘案して基本給、手当を降給、資格を降級することがある。

### 第3章 割増賃金

(割増賃金)

#### 第17条

1. 所定労働時間を超え、かつ、法定労働時間を超えて労働した場合、時間外労働割増賃金を、法定の休日に労働した場合には休日労働割増賃金を、深夜（午後10時から午前5時までの間）に労働した場合には深夜労働割増賃金をそれぞれ以下の計算により支給する。

①正規

時間外労働割増賃金	$\frac{\text{基本給}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
休日労働割増賃金	$\frac{\text{基本給}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$
深夜労働割増賃金	$\frac{\text{基本給}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

月平均所定労働時間数は、毎年4月1日から1年間における所定労働時間数の合計 ÷ 12 の計算式により計算する。

②有期

時間外労働割増賃金	$\text{時間給} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
-----------	---

休日労働割増賃金	時間給	$\times 1.35 \times \text{時間外労働時間数}$
深夜労働割増賃金	時間給	$\times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

## 第4章 賞与

(賞与)

### 第17条

1. 会社は、会社の業績、社員各人の査定結果、会社への貢献度等を考慮して、賞与を支給するものとする。ただし、会社の業績状況等により支給しないことができる。

算定対象期間	支給日
10月01日から03月31日まで	06月25日
04月01日から09月30日まで	12月25日

ただし、当該支払日が休日の場合はその前営業日に支払うものとする。

2. 賞与の支給対象者は、賞与支給日において在籍する者とする。

付則

本規程は、令和3年5月15日より施行する。